## 令和7年5月14日改定

## 矯正研修所効果検証センター 標準文書保存期間基準(文書管理者:統括効果検証官)

	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			- 保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称(小分類)	体行规间	了時の措置	<b>少</b> 行争填
1	する事項	統計の作成及び分析並びに調査及び研究に関する重要な経緯	調査及び研究に関する文書	<ul><li>・効果検証業務実施計画書</li><li>・拡大研修会等に関する書類</li></ul>	調査·研究	効果検証	効果検証	3年	廃棄	
				・効果検証に係る講師謝金に関する記録	調査·研究	効果検証	講師謝金	3年	廃棄	
				•効果検証業務報告書	調査·研究	効果検証	効果検証業務報告に係る記録	効果検証業 務の終了した 日に係る特定 日以後5年	廃棄	
				•分析資料	調査·研究	効果検証	分析資料	常用	廃棄	

(注)

<sup>・・</sup>本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参酌しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。